

保護者 様

群馬県立前橋清陵高等学校

校長 田嶋 正幸

学校で予防すべき学校感染症の出席停止について

お子様は、学校保健安全法施行規則により定められている学校感染症に罹患されていると思われるので、出席停止を指示します。つきましては、病気が治って登校する際に、以下の治癒証明書を学校に提出してください。（なお、治癒証明書には文書料がかかることがあります。ご注意ください）

【学校において予防すべき感染症】

分類	感染症の種類	出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体が SARS コロナウイルスであるものに限る）、中東呼吸器症候群（病原体が MERS コロナウイルスであるものに限る）特定鳥インフルエンザ、指定感染症、新感染症	治癒するまで
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発症した後 5 日を経過、かつ解熱した後 2 日を経過するまで（幼児にあつては 3 日）
	新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過し、かつ症状軽快した後 1 日を経過するまで。
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または 5 日間の適正な抗生物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺・顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	全ての発疹が痂皮化（かさぶた）するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	結核	症状により医師において感染の恐れがないと認められるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症（O-157）、パラチフス、腸チフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症 ★その他の感染症は群馬県では定めていません。	病状により学校医その他の医師により、感染の恐れがないと認められたとき

主治医 様

誠に恐れ入りますが、出席可能になりましたら以下の証明書にご記入の上、保護者にお渡しください。_____

きりとり

治癒証明

書群馬県立前橋清陵高等学校長 様

年 組 氏名

病名『 _____ 』

上記のものは 月 日より 月 日まで出席停止となっておりましたが、他に感染の恐れがなくなつたので、出席してよいと考えます。（備考 _____）

令和 年 月 日

医療機関名

医 師 名

印